

# 身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)

～この場所を必要としている方がいます～

## 身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)とは

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要とする人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

### 利用証の交付を受けることができる方

- 障害(身体・知的・精神)、高齢、難病により歩行が困難で基準に該当する方
- 妊産婦の方、けがをしている方など、一時的に歩行が困難で基準に該当する方

※交付基準については、申請前に下記までお問い合わせください。

### 利用証の申請窓口と必要な書類など

#### ■申請窓口

- ・ハートピアかごしま 県庁障害福祉課
- ・各地域振興局・支庁の地域保健福祉課など

【受付時間】月曜日～金曜日(祝祭日を除く)午前8時半～午後5時

#### ■必要な書類と手続き(無料)

申請書とあわせて身体障害者手帳や療育手帳の写しなどの書類が必要です。

申請書と必要な書類を申請窓口へ郵送か直接持参し、申請してください。

※郵送の場合は、返信用切手(140円)を同封してください。

※申請書は申請窓口にあります。また、県ホームページからダウンロードすることも可能です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 県庁障害福祉課 ☎099(286)2746  
ハートピアかごしま ☎099(220)5165

県ホームページ(ホーム>健康・福祉>障害者・社会福祉>福祉のまちづくり>鹿児島県身障者用駐車場利用証制度)

## 利 用 証



(緑色)



(赤色)

障害のある方、高齢の方、車イスを常時利用される方

一時的に歩行困難な方

【有効期間:5年間】

【有効期間:5年間】

【有効期間:1年未満で必要な期間】



(オレンジ色)

### 利用できる駐車場

県と協定を結んだ公共や民間の施設にある身障者用駐車場で利用できます。協力施設の駐車場には、県内統一の案内表示が掲示されています。協力施設名は県ホームページでお知らせしています。

また、佐賀・長崎・熊本・山口県の協力施設でも利用できます。



※制度の趣旨をご理解いただき、利用証をお持ちでない方は、身障者用駐車場に駐車しないようご協力をお願いします。

### 協力施設を募集しています

当制度は、平成23年8月末現在で1,193施設にご協力をいただいています。現在もご協力くださる施設を募集しています。詳しくは、県ホームページをご覧いただくか、県庁障害福祉課までお問い合わせください。

## すぐ電話。まず相談。～県消費生活センターってこんなところ～

消費生活センターは、消費生活全般や多重債務に関する苦情・相談を受け付け、解決に向けた助言やあっせんを行っています。

#### こんなことで悩んでいませんか？

- ・借金を返しても、元金が減らない
- ・携帯電話に身に覚えのない請求メールがきた
- ・エステを契約したけど、解約したい

#### 一人で悩まず、まずはご相談ください

- 専門の相談員が皆さんとともに考え、解決するためのお手伝いをします。
- 法的な助言が必要な場合などは、弁護士による無料相談も受けられます。
- 電話相談のほか、来所での相談も受け付けています。
- 相談は無料、個人情報は厳守します。

平成22年度に県消費生活センター、大島消費生活相談所の助言やあっせんにより、支払わずに済んだお金または業者から返金されたお金は、2億6,995万円でした。

#### 図書室で学習しよう！ 消費生活講座を受講しよう！



消費生活に役立つ情報を学んでいただく情報ステーションです。  
図書やビデオの無料貸出も行っています。

自治会や学校などへ、消費生活相談専門員などを派遣し、消費生活講座を実施します(当センター研修室でも受講できます)。受講は無料です。お気軽に電話ください。

Q1



未公開株?

高値で買い取るので未公開株を購入しないかと勧誘の電話があった。信じていいものか。

A1

実際に買い取りがなされたという話はこれまで確認されていません。安易にもうけ話を信じないようにしましょう。

Q2



パソコンの無料動画アダルトサイトで「18歳以上ですか」に「ハイ」と答えたところ、「入会完了 お客様は正規の手続きを踏んで登録されました」「3日以内に9万円支払ってください」と表示されて請求画面が消えない。どうすればいいか。

A2

有料サービスのボタンをクリックした際に「確認画面」や「訂正画面」がない場合は、誤り(勘違い)で無効と主張できます。請求画面が消えない場合の対処方法が情報処理推進機構(IPA)のホームページで紹介されています。



#### ■鹿児島県消費生活センター

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号(県住宅供給公社ビル2F)

☎ 099(224)0999 FAX 099(224)4997

【受付時間】(月～金)午前9時～午後5時 (土)午前10時～午後4時

■消費者ホットライン 0570-064-370(まもろうよ みんなを)

(身近な消費生活相談窓口を案内するダイヤルです)

※聞き取りに長い時間を要することが多いため、電話がかかりにくい場合もありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 県消費生活センター ☎099(224)0999